

高齢者・後期高齢者の人生の最終段階における意思決定に関する社会構造
～人生の最終段階で本人の自己決定を阻害する要因について～

社会福祉学専攻 小椋 智子

【概要】

人はその人生において、生き方を選択することができる。日本国憲法第13条は「すべて国民は、個人として尊重される。」と定めており、その生き方や考え方の多様性が尊重されている。しかし、高齢期・後期高齢期で人生の最終段階を「住み慣れた自宅で過ごしたい」と希望しても叶わない事例が多くある。人生の最期を自分らしく、自宅で迎えたいと意思表示しても、本人が希望しない住み替えや、延命治療が行われることがある。自宅で安らかな死を迎えたいと意思表示しているにも関わらず、施設入所や病院に入院させられる状況は後期高齢者に対しての重大な人権侵害であるが、問題は表面化することがない。問題が表面化しない要因として、人生の最終段階における意思決定システムの不備が考えられるが、その要因分析やどのような仕組みがあれば、後期高齢者が人生の最終段階における意思決定が可能になるのかについての先行研究は少ない。

当研究では、兵庫県加西市の1中学校区で、高齢者、後期高齢者、介護経験者、民生児童委員を対象に実施したインタビュー調査、地域密着型介護保険事業所を利用している後期高齢者の語り、事例から人生の最終段階における意思決定の現状と課題を抽出した。その課題に対して質的帰納的分析を行い、その分析結果と、現在の社会のシステムから、人生の最終段階で意思決定が難しい要因の相関関係を明確にし、理論構築をおこなった。

【人生の最終段階で意思決定が難しい要因】

人生の最終段階を在宅で過ごしたいと本人が望んでも、意思決定ができない要因は、以下の4点であった。

- 1 人々の死に対する不寛容さが、安らかな死を迎える妨げになっている。
- 2 介護は家族の負担であり、社会共通の課題として認識されていない。
- 3 治療が優先される医療体制、死は医師の診断が必要であるという医療法上の規定。
- 4 社会保障が生きるためのものであること。在宅介護の限界において、死を前にしている人を地域で支える仕組みが不十分であること。

これらの4点の要因から、人生の最終段階における意思決定支援システム構築に向けて必要なことを結論として述べている。

【結論】

人生の最終段階で高齢者・後期高齢者が人生の最終段階を自身の望む自宅・地域で過ごすためには必要なことは、まず、地域住民への介護に関する普及啓発が必要である。そして、介護家族の居場所づくりから、介護の第一義的な責任主体の変更への働きかけも必要である。また、地域で高齢者の暮らしを支える専門職が連携の中で、本人の意思を共有し、在宅医と繋ぐことが可能になるシステムづくりが重要である。さらに、地域の互助機能の低下の中で、後期高齢者が要介護状態になった時に、地域から排除され自身の希望している場所で、人生の最終段階を過ごせないということを人権問題として捉

えなおす必要がある。人は生まれながらに、自分らしく生きる権利を持っているのであれば、自分らしく死を迎えるために、自分で死に場所を選択する権利は誰からも侵害されることのない固有の権利である。人生の最終段階における人権問題を表面化している、誰もが、自分が生まれたところ、暮らした場所で最期を迎える自由が認められる社会に変革していかなければならない。